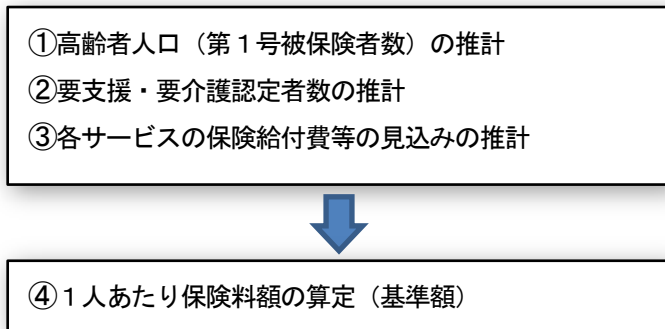


介護保険料の改定について

1 介護保険料算定の流れ



2 介護保険給付費等の見込み

(1) 被保険者数及び要介護認定者数の見込み (単位：人)

項目	第6期	第7期計画期間		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
第1号被保険者数 (65歳以上)	244,189	258,746	262,980	267,325
要支援・要介護認定者数	39,608	41,539	43,335	45,167

- (注) 1 平成29年度は、29年9月末時点での実績値
 2 平成30年度以降は推計値
 3 認定者数は、第1号被保険者のみ

(2) 保険給付費及び地域支援事業費の見込み

平成30年度から平成32年度にかかる保険給付費等の総計は、約2,079億円
 (単位：百万円)

項目	第6期	第7期計画期間		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
保険給付費	59,848	63,040	66,094	68,974
居宅サービス	41,451	43,577	45,915	48,177
介護サービス	38,963	42,171	44,456	46,665
介護予防サービス	2,488	1,406	1,459	1,512
施設サービス	15,121	16,046	16,554	17,055
その他	3,276	3,417	3,625	3,742
地域支援事業費	2,530	3,113	3,308	3,370
合 計	62,378	66,153	69,402	72,344
		約2,079億円		

- ※平成29年度は、平成29年度10月末決算見込み額
 ※平成30年度以降は推計値
 ※「その他」は特定入所者介護サービス等費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス費、及び審査支払手数料の合算
 ※「地域支援事業費」は介護予防事業、あんしんケアセンター運営費、介護給付適正化事業などの合算

3 第7期介護保険料について

基準月額 5,300円 (前期比+150円 改定率2.9%)

【改定のポイント】

- ① 保険料段階（13段階）及び保険料率は、第6期と同様とする。
- ② 公費投入による低所得者における負担軽減については、第6期と同様に第1段階の保険料を軽減する。

第1段階 0.5 → 0.45 (基準額に対する割合)
(月額 2,650円 → 2,385円 △265円の軽減)

- ③ 千葉市介護給付準備基金の活用

千葉市介護給付準備基金の残高が約43億円あり、そのうち約13億円を取り崩して介護保険料の軽減に充てる(国から交付される調整交付金の見直し等による第8期の介護保険料の急激な上昇を防ぐため、一定額を確保しておく)。

第6期(平成27~29年度)

段階	対象となる方	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等 世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.45	2,318円	27,810円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等	×0.65	3,348円	40,170円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外の方等	×0.75	3,863円	46,350円
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.9	4,635円	55,620円
第5段階(基準)	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方等	×1.0	5,150円	61,800円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円未満の方等	×1.05	5,408円	64,890円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円以上125万円未満の方等	×1.1	5,665円	67,980円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満の方等	×1.25	6,438円	77,250円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額190万円以上300万円未満の方等	×1.5	7,725円	92,700円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上500万円未満の方等	×1.75	9,013円	108,150円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上700万円未満の方等	×2.0	10,300円	123,600円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額700万円以上900万円未満の方等	×2.25	11,588円	139,050円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額900万円以上の方	×2.4	12,360円	148,320円

第7期(平成30~32年度)

段階	対象となる方	保険料率	保険料月額	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で世帯員全員が市民税非課税の方、生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付を受給している方等 世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.45	2,385円	28,620円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の方等	×0.65	3,445円	41,340円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で第1・2段階以外の方等	×0.75	3,975円	47,700円
第4段階	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計額が80万円以下の方等	×0.9	4,770円	57,240円
第5段階(基準)	同じ世帯に市民税課税者がいる方で、本人が市民税非課税で第4段階以外の方等	×1.0	5,300円	63,600円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円未満の方等	×1.05	5,565円	66,780円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額80万円以上125万円未満の方等	×1.1	5,830円	69,960円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額125万円以上190万円未満の方等	×1.25	6,625円	79,500円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額190万円以上300万円未満の方等	×1.5	7,950円	95,400円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額300万円以上500万円未満の方等	×1.75	9,275円	111,300円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額500万円以上700万円未満の方等	×2.0	10,600円	127,200円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額700万円以上900万円未満の方等	×2.25	11,925円	143,100円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額900万円以上の方	×2.4	12,720円	152,640円

(注) 第1段階は、現行の消費税増税分を財源とした公費投入による軽減後の保険料率、保険料額です。